

「平成 19 年度 第 1 回官業改革タスクフォース」からの質問に対する回答

【 ．厚生年金基金センターの民間開放推進】

1．京都年金基金センター「らんざん」について、地主との借地契約書をご提出いただくとともに、当施設の売却が技術的に可能か否かご説明いただきたい。特に、借地契約の形態（普通借地か定期借地か）借地期間及び更地変換義務の有無等、当施設を売却するに際しては勘案しておくべき諸事項についてご説明いただきたい。

- ・ 借地契約書については、別添のとおり。
- ・ 当施設の土地賃貸借契約形態は、旧借地法適用の「借地契約」で、2年ごとの契約更新を続けてきている。
- ・ 契約書においては、更地返還について当事者の協議によるものとなっているが、一般的には、貸主は契約の解除をする場合には建物を収去し更地にして返還することとなるため、取り壊しに係る費用は、企業年金連合会の負担となる可能性が高いと考えている。
- ・ 当施設は、企業年金連合会の会員（1,459）加入者（約2,800万人）受給者（約282万人）のための福祉施設であること。また、会員からは当施設の存続の要望が非常に強いことから経営が黒字である以上売却は考えていない。

2．ご提出いただいた平成18年度の利用状況について、厚生年金基金関係利用者と一般利用者の内訳をお示しいただきたい。

- ・ 当施設の利用に関しては、企業年金連合会の会員と一般利用者は区分していないため、内訳を示す情報を保有していない。

3．当施設の平成18年度の運営については、黒字見込みであるが、継続的に黒字経営が続くと見込む定量的分析等の具体的根拠をお示しいただきたい。

- ・ 当施設の運営にあたっては、経営コンサルトの導入を図り、定期的に経営の効率化と収入増を図るための経営診断を受け、経営の改善等を図っているところであり、19年度以降も引き続き経営コンサルトの導入を図っていくこととしているので、今後も安定的な運営が図れると考えている。

なお、継続的に黒字経営が続くと見込む定量的分析等は困難である。

4．当施設の運営については、完全に民間企業に委託されている状態である。そのことで収支の改善が図れている背景を加味すると、当施設の運営については民間開放が可能であると思われるが、それを阻害する要因があるならば、お示しいただきたい。

- ・ 企業年金連合会はそもそも民間団体であり、当施設の運営は民間企業に全面委託しているところである。
- 「民間開放」の意味が不明であるが、仮に当施設の売却が「民間開放」という意味であれば、黒字経営であり売却の必要性は乏しく、また、会員からの存続の要望が非常に強いため、売却することは困難。